

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年6月18日(火)			
会議時間	開会	午後2時16分	閉会	午後3時16分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	齋藤禎弘議員、岡田もとみ議員			
出席説明員	なし			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>(1) 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について</p> <p>(2) 請願第3号 現行の健康保険証をのこすことを求める請願</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年6月18日

(午後2時16分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

本日の請願第2号及び請願第3号の審査に当たり、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき審査を行いたいと思います。

紹介議員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

請願審査を行います。

請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、その後に紹介議員に対する質疑を行います。

齋藤禎弘議員、早速、請願の趣旨説明をお願いいたします。

齋藤紹介議員 : お手元にあります請願書、これの朗読をもって説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

請願書、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について、請願趣旨・理由、2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。

しかしながら、県内では、学級編制の標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え配置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障を来たしています。

また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。

これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。

子供たちの豊かな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の標準の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定

数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されますよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、国においては、学級編制基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言願います。

那須委員。

那須委員：御苦労さまでございます。

齋藤議員には昨年もありがとうございました。

昨年に引き続きということなのですが、昨年の請願と違っているところと、今年はここをアピールしたいというところ、その辺を御説明いただければと思います。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：昨年のは持ち合わせていないので正確には分かりかねますが、今年は特に学級編成、請願項目の1、2、3に上がっています。

そこが昨年と大きくというか、ここを今年は重点にしたということでございます。

委員長：那須委員。

那須委員：去年のものを見ながら比較、見ているところなのですが、今、齋藤紹介議員のお話ですと、学級編成基準が確かにそういうことですね。

その学級編成基準のところをもう少し、読んだだけではなく詳しく御説明をお願いします。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：学級編成基準というのはその1つの学級の児童生徒の定数、上限人数です。

これまでは40人だったのですが、2020年度、4年前から、あくまでも国の基準、小学校1年生が35人以下の学級になりました。

2021年度には、2年生まで拡充になって、その後1学年ごとに、2025年度、来年度までに小学校6年生まで35人以下にしようという、これは国の制度として確定しています。

ただし、2020年度、この年、小学校2年生だった方は、卒業するまでずっと40人のままの学級編成というようになります。

これは国の基準です。

以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私、3つ質問したいのですが、先生方の長時間労働の是正が進んでいないということなのですが、さらなる少人数学級にすることによって、長時間労働の是正が進むのかどうか。

そして、今、特に小学校の先生が不足しているという課題があると思うのですが、その課題に対しては、今回の請願との整合性を持って考えていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいです。

それから、3番目の加配の削減は行わないこととあるのですが、この加配の削減の実態ということをお教えいただきたいと思います。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：まず、長時間労働、少人数学級で解消できるのかというお尋ねでございますが、担任の先生の生徒の数が多ければ、それぞれの連絡票みたいなのを人数分つくる、それが少なければ負担が減るとか、テストの採点の件数が減るとか、そういったもので幾らでも時間短縮ができるかと考えています。

その先生が少ないことをどうやって解消できるのかということなのですが、やはり今、教職員の長時間労働、激務を見て教員に応募する生徒が減っていると、全国的に見ると。

私も実際にお伺いした話ですが、ある校長先生のお子さんが絶対俺は学校の先生にならないと、親の実態を見ているので、そういった激務があるので受験者が減っていると、あと学校での諸問題の課題に対応する、その難しさというのもあるかというようには認識しています。

3つ目ですが、この加配の削減の実態ですけれども、申し訳ございません、ここは把握しておりません。

以上です。

委員長 : 千葉信吉委員

千葉（信）委員：一つ聞きたいのですけれども、この請願趣旨の中に全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請とありますけれども、この請願、一関市としての請願でもありますし、これを国に上げてくださいと、そしてこの憲法上の要請ということは、いわゆるどこにいても、一関市に住んでいても東京都に住んでいても、いろいろなところに子供たちが移動しても均等に受けられる権利、子供たちの教育の権利を守ってくださいということの趣旨、憲法上の要請ということが請願の願意の中に含まれているのかをお伺いいたします。

委員長 : 齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：この部分は、憲法第 26 条、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するとございます。

ですから一関市にいて少子化で少人数クラスが実現しているところもありますし、大都市に行けばそうでない教室もたくさんあります。

やはり同じくひとしく教育を受ける権利というのはどこに行っても、国民としてはこれを享受できる、そういった国としての施策がきちんと担保、責任を持ってやらなければならないというように考えていますし、現に教職員の不足です。

しんぶん赤旗の報道なのですけれども、兵庫県などでは、今年ですが小中学校合わせて、184 人配置できなかつたということです。

その中でどうやっているかというと学級担任というのは未配置にできませんので、少人数指導や音楽などの専門の教諭が担任に当たっていると。

もっとひどいところになると、副校長が担任をやっていると。

全国ではそういった事例も見られますので、やはり教育を等しく受けるという部分は十分担保されていないのではないかとこのことがありますので、やはりそういうのは、国の責任で、予算をきちんと確保して配置していくという必要があるかと考えます。

以上でございます。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉（信）委員：結局、一関市の子供が例えば東京都に、保護者の関係で転居したときに、その学校に行ったときに今の状況、一関市の部分ではある程度は改善はされているのですけれども、そういう子供たちがそういう環境に行くと、いわゆる登校などが心配されるのですけれども、そういうようにならないようにするために、この請願が行われているという理解でよろしいのですか。

いつも同じ内容だ、どうのこうのという話が出るのですけれども、これやはり全国一緒にやる中で、その均等を保つということでも理解してもよろしいのかお聞きします。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：千葉信吉委員がおっしゃるように、一関市で少人数でいて、大都会に行って、この基準内ではあるのですけれども、行ってやはり不登校になるとか、あとは少人数だから過ごせたのだけれども、実際大人数の教室になったら学校に行けなくなって、病院で調べてもらったら実は先天的な障がい、大人数になじめないそういった障がいが発覚したという事例もあります。

あと、コロナ禍の中で、学校の分散登校というのを行われていたことが記憶にございますでしょうか。

そうしたら不登校ぎみの子供がきちんと登校できるようになりましたと。

ところがそれが解消になってまだ元の大きい教室になったらまた学校に行けなくなったというのは全国でこういった事例が報告されておりますので、結果として千葉信吉委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員ありがとうございました。

請願第2号の審査は後ほど行うことといたします。

休憩します。

(休憩 14:33～14:35)

委員長：再開します。

請願第3号、現行の健康保険証をのこすことを求める請願を議題といたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、その後に紹介議員に対する質疑を行います。

岡田もとみ議員、早速、請願の趣旨説明をお願いします。

岡田紹介議員：私から、現行の健康保険証をのこすことを求める請願について、説明をさせていただきます。

請願者は、団体名、一関民主商工会、代表者が会長の菊地七郎さんでございます。

請願主旨、政府は現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ、いわゆるマイナ保険証にすることを閣議決定しました。

しかし、誤登録や資格無効と表示されるなど、マイナ保険証での受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民の間に不安が広がっています。

厚生労働省の発表でも、マイナ保険証の窓口利用率は、2024年3月時点で5.47%にとどまっています。

岩手県保険医協会が昨年実施した健康保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査、回答数は70施設によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答しています。

厚生労働省はこうした国民の不安の声に押されて、マイナ保険証を持たない人に対しては、健康保険証の代わりとなる資格確認書を1年から5年の間で交付できるとしました。

しかし、この方針は当分の間に過ぎない上、市町村などの保険者にはマイナ保険証の未取得者や資格漏れ者を確実に洗い出すための負担を押しつけるものです。

マイナ保険証によるトラブルは解消していません。

国民皆保険制度の下で守られるはずの命と健康を脅かすものであってはならず、医療を受ける権利を確実に保障するためにも、現行の健康保険証を残すことを求めます。

以上の趣旨から下記事項につき、地方自治法99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願項目は1つです。

現行の健康保険証を残してください。

以上でございます。

ありがとうございました。

委員長：ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言願います。

菅原委員。

菅原委員：この資格確認書ですが、健康保険証の代わりとなる資格確認書を1年から5年の間で交付できるとしたところが私も現状認識不足でよく分からないので、ここを御説明いただきたいと思います。

委員長：菅原委員、質疑をもう少し明確にしてください。

菅原委員：厚生労働省はこうした国民の不安の声に押されて、マイナ保険証を持たない人に対しては、健康保険証の代わりとなる資格確認書を1年から5年の間で交付できるとしたところがあるのはこの解釈でいいのか確認したいと思います。

つまり、12月2日には現行の健康保険証を廃止すると。

だけれども、マイナ保険証を持たない人は、1年から5年の間で、12月2日以降、資格確認書の交付を受けられるという意味でよろしいですか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：私の認識も、そのように捉えているところです。

続きにあるように、しかしこの方針は、当分の間に過ぎないということが言われてい

て、その間が1年から5年の間に限られるのか、当分の間なのかという状況が曖昧ではないかというように思っています。

資格確認書の関係なのですけれども、その資格確認書を交付する期限が限られているというのがはっきりすると思いますし、政府のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会というのがあって、そこでの最終まとめでは、従来の保険証と同様の資格確認書を配付するとしているようです。

ですから資格確認書というのは、様式も現行の実務、システムを活用しているということが分かっていますので、最終的には現行の保険証と同様であり、あえて現行の健康保険証を廃止する必要はないという状況が、政府の最終まとめでも分かっているというところです。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：岡田紹介議員は、マイナ保険証を持っていますか。
持っていないですか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：私はマイナ保険証ではなくて、通知書のほうしか持っていないので、マイナ保険証の利用率の低さがここでも言われているのですけれども、やはりトラブルの続出とか、あとマイナンバーカードに対するいろいろな漏えいとか、そういった不安が国民全体に解消されていないというところが残っていると思っていますので、自分自身もマイナ保険証というのは持っていない。

やはり今言ったとおりマイナ保険証の利用率の低さもそうなのですが、やはりそもそもマイナンバーカードの取得自体が任意であるのです。

ですから、任意であるにもかかわらず、健康保険証とマイナンバーカードとの一体化が法定されたということで、国民は逆に半強制的にマイナンバーカードの取得をさせられるというような現状もあるので、そういうやり方には国民皆保険制度の下では、大きな危険性、安心して医療を受けられる体制が、危ぶまれることになるのだというように感じています。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：御苦労さまでございます。
一つだけ教えてください。

健康保険証とマイナンバーカードの関わりで、なかなか現場でないと分からないのですけれども、医療機関においての実態とかがつかまれていますか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：私もやはりここにも出ているとおりに利用、カードリーダーの読み込みでかなり医療事務で苦勞しているという話は聞いていますし、あと、患者さんもなかなか承認されなかったという話は聞いています。

問題だと思っているのは、岩手県保険医協会でも、アンケートを実施しているのですが、やはり5年ごとの更新が必要だということになっています。

そうすると高齢者や障がい者が、更新時期をしっかりと確認して、更新をスムーズにできるのかという不安が、この医療関係者の中からも出てきていて、そうした一部の人が、場合によっては排除される可能性があるというように指摘されていると聞いています。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：関連するのですが、マイナンバーカードは5年更新で、私もつい最近知ったのですが、そろそろ更新時期に入ります。

いわゆる紐づけになっているということは更新を忘れてしまえば、この保険証が使えないというそういった位置づけ、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：実は私の手元に6月3日付の岩手日日の新聞記事があるのですが、今の医療現場の現状ということの記事があるのですが、医療現場からはマイナ保険証への一本化に不安の声が広がっていると、10万人超の医師、歯科医師が加入する全国保険医団体連合会の担当者の方なのですが、すでにカードリーダーによるマイナ保険証の認証でトラブルが頻発していると明かしています。

同意手続で何度も画面に触れることにストレスを感じる高齢者が多くて、このままでは12月から医療機関の窓口がパンクすると危惧しているという記事になっているので、やはりその更新というのは本当に大変なことだということに思っています。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：医療、歯医者との関係は苦慮しているようです。

一関的にはなかなか入れているところと入っていないところがあって、マイナ保険証というよりも、保険証で確認している実態があるようですけれども、それはそれでこれ、すごく難しい問題で私も悩んでいるのですが、ということもあります。以上です。

委員長：門馬委員。

門馬委員：御苦勞さまです。

1点だけです。

マイナ保健証によるトラブルは解消していませんということで、トラブルが主な原因

というように捉えましたけれども、このトラブルが解消する方向に行けばオーケーだということなのでしょうか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：トラブルを解消するのは制度としては当たり前のことなのですけれども、一番そのマイナ保険証について問題だと思っているのは、やはり政府が登録者を引き上げるために、ポイント付与事業などを実行して一定の成果は上がってはきているのですけれども、マイナ保険証の登録者数というのは、約7,254万8,000人とされていて、全人口の約6割だということなのです。

そうすると、まだ4割の方が、どうしたらいいか迷っているというか本当にこのマイナ保険証に移行していないという、4割の方を残した状況の中で、マイナ保険証の移行まであと半年しかないという現状がやはり大きな問題だと思いますので、こうした現状でマイナ保険証の利用強制ということは、やはり先ほどもお話ししましたが国民皆保険制度が崩壊しかねないのではないかとということで私も危惧しているところです。

法定されたとしても、このまま実施されていくわけにはいかないと思っていますので、ぜひこの現場の声、あと、マイナ保険証に移行していない市民の不安の声をぜひ国に届けてほしいというように思っているところです。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員、ありがとうございました。

請願第3号の審査は、後ほど行うことといたします。

休憩します。

(休憩 14:51～14:51)

委員長：再開します。

請願第2号及び請願第3号の審査の進め方について協議をいたします。

休憩します。

(休憩 14:51～15:14)

委員長：再開します。

お諮りいたします。

請願第2号及び請願第3号の審査に当たり、請願者を参考人として委員会にお呼びし、御意見を伺いたいと思います。

さよう進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

初めに、請願第2号の参考人について、お諮りいたします。

岩手県教職員組合県南支部、書記長の佐藤智也さんを参考人として招致することといたします。

参考人からの意見聴取の委員会は令和6年6月21日、金曜日、本会議終了後に開催することといたします。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて参考人の出席を求めることといたします。

次に、請願第3号の参考人について、お諮りいたします。

請願者である一関民主商工会の方を参考人として招致することといたします。

請願者との調整も必要ですので、実際にお呼びする参考人、委員会の日時は正副委員長に御一任願います。

さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて参考人の出席を求めることといたします。

そのほか、請願第2号及び請願第3号の審査の進め方について、御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、お諮りいたします。

請願第2号及び請願第3号の本日の審査はこの程度とし、次回の審査は6月21日、金曜日、本会議終了後に開催することといたします。

さよう決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3 時 16 分 終了)